

令和2年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年9月18日(金)午前9時30分～午前10時25分

2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中 23名:推進委員 6 名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

岡村 洋治、山崎 英俊、前川 俊雄、森本 一、栗屋 富次、伊藤 啓一郎

(2)欠席委員(1名)

原田 好子

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・岩本主幹・久保副主幹・竹中主任主事・瀬未

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和２年度第６回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、２４名中、出席２３名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

田戸 洋志 委員、及び徳田 文雄 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第３条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第３条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案１ページをお開きください。合わせて、参考位置図１ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第１号、平井、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は５２アールとなります。

議案第２号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は１４７アールとなります。

議案第３号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内で農業を営む者です。

取得後の経営規模は２０６アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第４号、鑄銭司、無償移転です。

事務局

申請人は、市内で農業を営む者です。
取得後の経営規模は１３６アールとなります。

議案第５号、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内で農業を営む者です。
取得後の経営規模は１７０アールとなります。

議案第６号、鑄銭司、有償移転です。
申請人は、市内で農業を営む者です。
取得後の経営規模は１１９アールとなります。

議案第７号、徳地堀、無償移転です。
申請人は、市内で農業を営む者です。
取得後の経営規模は６７アールとなります。

以上の農地法第３条に係る議案につきましては、農地法に定められた、許可することができない事由には該当しません。
御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第３条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報

議長

告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案5ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号は取り下げられました。

議案第9号、矢原、第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第10号、江崎、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第11号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に共同住宅を建設するものです。

事務局

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

議案第8号は取下げ。議案第9号は問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案については、「許可」といたします。

議長

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第12号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

議案第13号、大内御堀三丁目につきましては、現時点で開発行為許可申請が提出されておりません。そのため、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、条件が整い次第開発行為許可申請を行う旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

議案第14号、黄金町、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第15号、楠木町、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第16号、黒川、第2種農地に共同住宅を建設するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、黒川、第2種農地に自動販売機を設置するものです。

議案第18号、矢原、第3種農地に建売住宅を建設するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、朝田、用途地域内にある第3種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第20号、朝田、用途地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、陶、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第22号、鑄銭司、農用地区域内の農地に仮設事務所を建設するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和4年9月28日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第23号、秋穂二島、第2種農地に資材置場を整備するものです。
この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第24号、秋穂東、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号は取り下げられました。

議案第26号、江崎、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備す

事務局

るものです。

議案第28号、徳地堀、第2種農地に駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

議案第12号は問題ありません。議案第13号は保留です。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

議案第22号、これはこの東にかなり大きな産業団地が造成される、その事務所ということで、特に問題ありません。その他は問題ありません。

川西地区委員

議案第25号は取下げ。その他は問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第5条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第12号、議案第14号から議案第17号、議案第19号から議案第21号、議案第24号、及び議案第26号から議案第28号については「許可」とし、議案第18号、議案第22号、及び議案第23号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第29号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、
合計3筆、4,037㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案２２ページをお開きください。

議案第３０号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計６筆、４，１８８㎡でございます。

これはすべて所有者不明農地であり、既に県知事の裁定により中間管理機構に利用権が設定されておりますので、農用地利用集積計画には計上されておられません。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

A委員

これ、場所は平川のどの辺りになるのでしょうか。

事務局	すみません、平川ではなく大歳です。訂正をお願いします。場所は朝田です。
A委員	分かりました。大歳なら納得がいきました。
議長	ほかにはございませんか。 特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（全員）】
議長	全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。 続きまして、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について審議を行います。 まず、各地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
北部地区委員	現行の別段面積30アールにつきましては、現状のままでよいということでした。遊休農地を新規就農者が取得する場合の別段面積ですが、1アールということでした。地域につきましては市内全域ということでした。空き家との位置関係につきましては同一集落内ということでした。ここで意見が出たんですが、仁保地区では、家に隣接するだけでなく、同一の集落内に離れたところに農地があったりします。そういう時には、最終的にはわずかな農地が同じ集落の中に離れたところにあるのをまとめて売りたいというような話が出ました。その他の条件としましては、2耕作、通常どおりということで、農地だから条件を一緒にしないといけないのではないかなというような意見が出ました。以上です
中央地区委員	現行の別段面積については、30アールで現状のままでよい。遊休農地

中央地区委員	に関する部分について設定面積については1アール、1畝です。地域については市内全域ということです。空き家との位置関係ですが、隣接地ですが、「近接」も含めた隣接地、ちょっと間を空けて離れていた場合に隣接にならないので「近接」という意見が出ました。その他の条件は2耕作、通常どおりということです。対象農地の指定については、事務局の案どおり1筆ごとの公告ということで意見はありません。
川東地区委員	現行の別段面積は30アール、現状のままでよいということです。遊休農地を新規就農者が取得する場合の別段面積、空き家付帯農地を想定したかたちですが、設定面積については1アール。ただ意見として出てきたところで、空き家には1アール程度の農地が付随していることが多い、まあ1アール未満のところもあるということです。まず空き家の処分をきっちりできないといけないといけない、これからも困るケースが増えてくるだろうと。合わせてその時に付随農地もあるので、この付随農地を考えると、1アール未満の付随農地も一緒に取得してもらった方がいいという意見がありました。地域については市内全域。空き家との位置関係ですが、隣接地。適正な管理ができるかどうかを考えるとやはり隣接地だろうと。ただ距離が遠くても耕作はできる、と。善意に解釈するとそういう意見もありました。小さい農地は家の側にあるので、住宅だけ売れて農地だけが残ってしまうと困るということのなかで、隣接地も一緒にということです。その他の条件は、新規就農者ということも考えると2耕作、通常どおりということです。対象農地の指定は1筆ごとという結果でした。
川西地区委員	現行の別段面積ですが、現状のまま、30アールでよいと。遊休農地を新規就農者が取得する場合の別段面積ですが、1アールということで。市の空き家対策で0.01アールでも、という方針だそうで、これがあれば空き家対策としてはやむを得ないのではないかと。また旧市町で地域性が異なるため、地域のために定めてもよいのではないかとという意見がありました。地域については市内全域。空き家との位置関係は隣接地。その他の条件は2耕作、通常どおり。対象農地の指定については1筆ごとの公告ということです。

徳地地区委員

現行の別段面積については現状の30アールのままでいいということです。遊休農地に関する別段面積ですが、設定面積については1アール。必要以上に面積を小さくしなくてもいいのではないかという意見が出ました。地域については市内全域ということですが、徳地地域は中山間地域になるんですが、山口市内においては平坦部、中山間部などいろいろあるんですが、面積の設定が一律でできるのだろうかという意見が出ました。空き家との位置関係については隣接地でいいということです。その他の条件については、新規就農ということであれば2耕作の通常どおりでいいのではないか、ということです。対象農地の公告については1筆ごとということです。

阿東地区委員

現行の別段面積については現状のままでよいと。意見については特段ありません。遊休農地を新規就農者が取得する場合の別段面積につきましては、設定面積については1アール。地域によって事情が違おうと思うが、そもそも0.01アールを農地として取り扱うことは農業、耕作者を馬鹿にしている、話にならない、あと農地として最低1アールは必要である、という意見が出ました。地域については市内全域。地域によって事情が違おうと思うが、旧市内などは定住目的での相談があるかもしれないので、定住施策として実施することも検討できるものではないか、という意見がありました。空き家との位置関係は隣接地。下限面積に近い農地を家から離れた場所で取得するような人は、そもそも新規就農目的ではないのではないか、という意見がありました。その他の条件としては2耕作、通常どおり。一例を挙げますと、通常どおり新規就農目的で農地を取得したが、実際には県外に住んだままであり、農地だけでなく家の草刈りもされていないというのが実例としてあると。対象農地の指定については1筆ごとということです。

議長

ありがとうございます。

引き続き、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の２３ページを御覧ください。

この議案につきましては、国の定める「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年審議する必要があることから、審議をお願いするものです。

なお、今年度は、これまで定めのない農地法施行規則第１７条第２項の規定に基づく面積と地域についても審議をお願いいたします。

まず、農地法施行規則第１７条第１項、通常の３条許可の際に必要な経営面積につきましては、各地区協議会からの報告にありましたとおり、これまでどおり３０アールとしております。

次に、農地法施行規則第１７条第２項の規定に基づく面積と地域につきましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在する地域において、前述の３０アール未満の農地を耕作する者の数が増加することにより、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことを条件に、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定められることとなっております。

地域につきましては、各地区協議会の報告にありましたとおり、市の全域で、空き家に付随した農地としております。面積につきましては、空き家に付随した農地ということで、小規模のものを残すべきではないという御意見も多く聞かれましたが、農地を耕作目的で取得するに当たって、耕作もできないような面積の農地の取得を認めるべきではないとのことで、おおむね１アールとしております。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

B委員

案のとおりでいいです。

事務局

補足説明をさせていただきます。各地区協議会で御意見をお伺いして、議案を作成しております。初めてのことで、公告の内容が市内全域で１ア

事務局 ール、という決め方ですので、詳細は事務取扱要領を定め、それに従って実施していきたいと考えております。

議長 ほかに意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。別段面積を議案のとおりとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、別段面積について議案のとおり定めることといたします。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 別冊でお配りしております、議案第32号の資料を御覧ください。
非農地通知について説明いたします。

農地法第2条に定める「農地」に該当しないことの通知について、これは農地法に関する国の運用通知に基づいて、農地パトロールにおいてB判定とされた農地について、事務局の調査担当者が現地調査を行い、農地に該当しないと思われる土地について、地区協議会並びに総会における審議を経た後に、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ろうとするものです。

このたびは、徳地地域のうち「小古祖」並びに「船路」について、審議をお願いいたします。

まず、徳地小古祖につきまして、小古祖第1号、登記地目が畑の134㎡につきましては、土地全体に竹や樹木が繁茂しているものです。

小古祖第2号、登記地目が田の2筆、合計1,660㎡につきましては、

周囲との境界が不明確である程に農地全体が荒廃し、一部には高木が繁茂しているものです。

小古祖第3号、登記地目が田の809㎡につきましては、既に全体が山林化しており、周囲との境界が不明確な状況となっているものです。

小古祖第4号、登記地目が田の6筆、合計6,301㎡につきましては、既に全体が林野化しており、周囲との境界も不明確な状況となっているものです。

次に、徳地船路につきましては、船路第1号、登記地目が田の1,494㎡につきましては、土地全体に樹木が繁茂し、林地となっているものです。

船路第2号、登記地目が田の107㎡につきましては、土地全体に中高木が繁茂しているものです。

船路第3号、登記地目が田の1筆と登記地目が畑の6筆、合計6,283㎡につきましては、既に全体が山林化しており、周囲との境界が不明確な状況となっているものです。

船路第4号、登記地目が田の1筆と登記地目が畑の1筆、合計1,337㎡につきましては、既に全体が山林化しており、周囲との境界が不明確な状況となっているものです。

以上の事案につきまして、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。こちらの取り組みも、国からは積極的に進めなさいという話ですが、今年度から始めて参りますので、これから運用等定めて参りまして、本日の総会で非農地とする判断が得られましたが手続きを進めて参りたいと考えております。

御審議よろしく申し上げます。

議長	只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。
C委員	第2条に定める農地に該当しないことをここで決定したら、土地の所有者はどういった手続きをして、どういう風になるのか。田と畑があると思うが、山林化しているということを、自分で登記を変えていくことができるんですか。何も許可なくて。また我々が現地を見に行って、いいですよ、ということになるんでしょうか。
事務局	本日御審議いただきまして、農地ではないという判断をいただきましたら、最終的には農業委員会から土地の所有者に対して、非農地であるという旨の通知書を送るようになります。通知書を送りましたら、その通知書をもって今の現況証明と同じようなかたちで所有者において土地の地目変更が可能になります。この非農地通知につきましては、所有者にお送りするとともに、法務局や関係部局にもその旨の情報を送ることになりますので、2つを突合させて地目変更が可能になる、そういうものです。以上です。
D委員	これ、今、徳地だけなんですけど、全域にやっ払いこうということですか。調査してみて、山林になっているところが多いんですよね。屑場とかならまだ戻るけど、完璧に奥だったら山になってて、でもなかなか簡単には証明が出せないからこのままじゃ、ということと言われるんですけど。そういうところを順次やっていくということになるんですか。
事務局	こちらは市内全域を順次実施していこうと考えております。調査の関係がありますので、1年で全部の地域を回することはできません。だいたい数年かけて、順次一周はしていこうと考えております。特に荒廃B判定の数の多い徳地地域を、今年度はスタートとしているところです。
D委員	現地に行くときは、地元の農業委員なり最適化委員に御足労願うということになるんですか。それとも事務局サイドでされるんでしょうか。

事務局

非農地判定の調査については、事務局から調査のために専任で職員を一人雇っております、その職員が単独で参ります。農業委員さん、推進委員さんにおきましては、直近の農地パトロールで確認をいただいたうえで、B判定をいただいておりますので、改めて御足労いただくということはありません。

議長

ほかにはございませんか。

ほかには特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。合わせて、参考位置図29ページを御覧ください。

議案第33号から議案第38号について、一括で説明いたします。
北部地区1件、中央地区2件、川東地区1件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第33号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第34号から議案第38号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました
が、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長 特に意見がないようですので、只今審議しました議案について、一括し
て採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙
手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長 全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

C委員 ちょっと質問いいでしょうか。

安田会長 はい、C委員さん。

C委員 議案第31号、これはいつから効果が発生するんですか。法的効果とい
うか。

事務局 この効果ですが、本日の総会で承認をいただいた後にすぐさま効力を発
効するものと考えております。従いまして、この後につきましては、もう
一度事務局に持ち帰って今後やるべきことを整理して、当該この要件に当
てはまる家屋あるいは農地が出てきたときにその公告をするということに
なりますので、先ほど承認いただきましたように1筆ずつ公告をしていき
たいと思っております。そういったことで、効果としては総会終了後とい
うことになります。

C委員 お願いされておるところがあつて。質問を受けていて。これはもう決定

C委員 ですから、その方のところに行って、こういうことになりましたよ、ということを報告していいんですか。農家の古民家を取得されている方と元地主の方にどうにかならないかと相談されてまして。この効力を発出したのなら、農業委員会で決定されましたからいいですよ、と報告していいんですね。

事務局 基本的にはそういった考え方でよろしいかと考えますが、これを農業委員会として極端に推進していくものではないと事務局では考えております。先ほど1筆ごとの公告と申し上げましたが、あくまでも山口市に移住される方とその空き家を所有される方、あるいは付随した農地を所有される方との事前協議がすみ次第公告をしていきたいと思っております。

議長 C委員さん、いいですか。

C委員 はい。

議長 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局 本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。8月分の受付状況は記載のとおりです。

 また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

 報告については以上です。

議長 只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

 以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

 最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年9月18日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 田戸 洋史

署名委員 徳田 文雄

記 録 者 瀬未 正恵